

市独自の取組みで事業継続を支援

藤沢市中小企業事業継続支援金

藤沢市では、1月の緊急事態宣言再発出に伴い、飲食店の時間短縮営業や県民の不要不急の外出自粛等の影響により、事業収入が減少した中小企業者又は個人事業者に対し、事業の継続を支援します。

【交付対象者】 市内に事業所を有し、以下の要件全てを満たしていること

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年の同月に比べ20%以上減少していること
国の一時支援金や県の協力金（第5弾～第7弾）を受給していないこと
- ②-1 時間短縮営業の要請対象となる飲食店等と取引がある事業者であること
（例）食品加工・製造事業者など
又は
- ②-2 不要不急の外出の自粛要請による直接的・間接的な影響を受けた事業者であること
（例）旅行関連事業者、飲食事業者など
※②-1、②-2のいずれも、対象となる業種等は、国の一時支援金の給付対象者に準じます
※②-2の飲食事業者は、県協力金の支給対象ではない「昼間営業の飲食店等」が給付対象となります
- ③ 市内に事業所があり、中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者・個人事業者であること
- ④ 市税の滞納がないこと
- ⑤ 今後も事業継続の意思があること

【交付額】 支援金は、店舗・事業所単位ではなく、事業者単位での交付となります

中小企業者（法人）40万円 個人事業者20万円

【申請方法】 窓口での受付は実施しておりませんのでご注意ください

裏面の提出書類を用意し、下記まで郵送で提出してください。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送のみの受付となります。

（郵送先）〒251-0052
藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館
市支援金受付係（商工会議所内）

提出書類については裏面をご覧ください。

【提出書類】

- ①交付申請書（第1号様式）
- ②確定申告書の写し
※前年もしくは前々年の1月～3月までをその期間に含む確定申告書の写し
※收受日付印の付いたもの。e-Tax による申告の場合は、受付日時の印字又は受信通知メールの添付があること
- ③売上台帳等の比較対象月（1月～3月のいずれかの月）の月間事業収入が確認できる書類
- ④預金通帳の写し
※支援金の振込先の金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できること
※ネットバンキングの場合は、上記の情報が記載されている部分の写し
- ⑤取引先情報一覧（第2号様式）及び取引を確認できる書類（領収書・通帳等）
※取引先（顧客）が個人（個人事業者を除く）の場合は、提出不要

※①⑤の各様式は藤沢市役所・藤沢商工会議所などで配布。
藤沢市及び藤沢商工会議所ホームページからもダウンロードできます。



詳細及び申請書用紙のダウンロードはホームページをご覧ください。

◀ <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/202104jigyo-keizoku.html>
(市 HP)



◀ <https://www.fujisawa-cci.or.jp/>
(会議所 HP)

※書類に不備があると支援金の交付までにお時間がかかります。郵送前に必ず申請書の最終面で提出書類の不足や不備がないことをご確認ください。

【受付期間】

令和3年4月12日（月）～6月30日（水）必着

【問合せ先】

藤沢市中小企業事業継続支援金 専用ダイヤル 0120-781700
(4月12日開設 平日9時～17時、土・日・祝日を除く)